

環境関連法規講習会(平成21年2月25日開催)

環境関連法規の規制と動向

～水質・土壌規制法令のポイント(企業環境管理担当者として知っておくべきこと)～

近年、環境を取り巻く状況は日々変化しており、基本的な規制の仕組に加えて、最新の情報を常に把握する必要があります。今回は、環境関連法規の要点や最新のトピックスについて、京都府文化環境部環境管理課 田邊真悟主任に講演いただいた内容の概要をご紹介します。

水質汚濁防止法

水質汚濁防止法の目的は、工場及び事業場から公共用水域に排出される水や地下へ浸透する水を規制するとともに、生活排水対策の実施によって公共用水域及び地下水の水質の汚濁の防止を図り、国民の健康保護や生活環境を保全することに主眼が置かれています。法の対象となる特定施設には、汚水又は廃液を排出する約300種類の施設があり、京都府では、保存食品製造業、豆腐製造業の用に供する湯煮施設、繊維製品製造業の用に供する染色施設、金属製品・機械器具製造業の用に供する廃ガス洗浄施設、旅館業の用に供する入浴施設、し尿処理施設(浄化槽)等の施設の届出が多くなっています。また、これらの施設の他にも京都府環境を守り育てる条例で、約50種類の施設を対象としています。

〈参考〉 http://www.pref.kyoto.jp/reiki/reiki_honbun/a3000485001.html#b5

特定施設設置の届出等

特定施設を設置する場合、その構造や使用方法、汚水の処理方法を届け出る必要があります。届出から60日経過しなければ施設の設置や変更はできませんが、短縮できる規定があります。また、瀬戸内海に流入する河川(淀川、宇治川、桂川等)流域において、1日の最大排水量が50m³以上の場合は瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく許可が必要となります。さらに1日の平均排水量が2,000m³以上の場合は、京都府環境を守り育てる条例に基づき特定工場としての届出も必要となります。また、特定施設の廃止や合併に伴う承継等を行う場合には、事後30日以内に届出をしなければなりません。

排水基準

水質汚濁防止法では、特定施設を設置している工場や事業場から公共用水域に排出される水が規制対象となり、環境省令で具体的に一律基準が定められています。有害物質には、カドミウム、鉛等といった27項目があります。生活環境項目には、pH(水素イオン濃度)やBOD(生物化学的酸素要求量)など15項目がありますが、工場や事業場からの1日平均排水量が50m³以上の場合のみ対象となります。これら全国一律の基準の他にも京都府では条例で、汚染されると環境の改善が難しい舞鶴湾等の閉鎖性海域にお

いて、カドミウムとシアン、六価クロムやBOD、COD、フェノール等、一部の基準を強化しています。さらに、BOD等の適用条件を1日平均排水量30m³以上に拡大している地域もあります。また、ニッケルについては法律での規制がないため、京都府の条例で項目に加えています。BOD、COD、SSの負荷量基準は、京都府条例による特定工場が対象となります。

〈参考〉 有害物質及び生活環境項目は、環境省ホームページに掲載されています。(京都府の生活環境項目にはニッケルを含む) <http://www.env.go.jp/water/impure/haisui.html>

総量規制基準

企業が多く立地している東京湾や伊勢湾、瀬戸内海流域では、濃度基準だけでの環境の保全が難しいことから、総量規制基準が定められています。具体的には、COD、窒素、りん汚濁負荷量の排水基準で、瀬戸内海関係流域への1日平均排水量が50m³以上の場合が対象です。

〈参考〉 <http://www.pref.kyoto.jp/suishitu/resources/kouho190625.pdf>

有害物質の地下浸透禁止等

排水基準や総量規制基準の他にも有害物質を含む特定地下浸透水の浸透禁止等が定められています。また、京都府の条例によりフェノール類、銅、亜鉛、マンガン、クロム、ニッケルについても禁止されています。

〈参考〉 http://www.pref.kyoto.jp/reiki/reiki_honbun/a3000485001.html#b8

排水基準に該当する事業所には、排水等の汚染状態を測定する義務があり、測定結果は様式に則って記録し、3年間保存する必要があります。万が一、事故により有害物質が流出した場合には、下流域に影響を与えないよう直ちに連絡をしてください。

効果的な公害防止取組促進方策

現在は昔と比べて環境が改善され、公害防止の取組に対する社会的な注目が低下しています。また、大企業による公害関係法令に基づく排出基準超過や測定データの改ざん等の不適正事案が発生したことから、効果的・効率的に公害防止を実施するための方策等が検討されています。

〈参考〉 <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=9603>

土壌汚染対策法の概要

土壌汚染対策法は、土壌汚染の状況の把握や土壌汚染による人の健康被害の防止に関する措置等の土壌汚染対策を実施することを定めています。有害物質使用特定施設の使用廃止時や土壌汚染による健康被害のおそれがある場合には土壌汚染状況調査を行い、その結果基準不適合が判明した場合は区域を指定し、公示することで健康被害を未然に防ぎます。また、土壌汚染に起因する健康被害が発生するおそれがある場合には、汚染の除去等の措置命令がなされます。指定区域の土地の形質変更に関しては、有害物質の拡散を防止するため、変更前の届出が必要です。

有害物質使用特定施設の使用廃止時

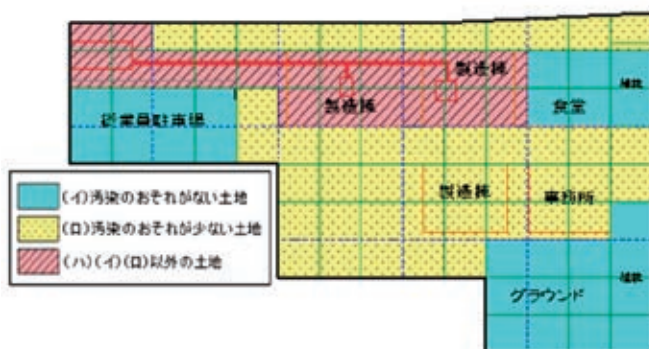
有害物質使用特定施設とは、水質汚濁防止法の特定施設のうち、有害物質を使用等しているものであり、酸またはアルカリによる表面処理施設、電気めっき施設、金属製品・機械器具製造業の用に供する廃ガス洗浄施設、試験研究機関等の洗浄施設、テトラクロロエチレン等による洗浄施設等が該当します。また、有害物質には25種類が指定されています。

〈参考〉 (財)日本環境協会HP: http://www.jeas.or.jp/dojo/law_gaiyo.html

有害物質を意図的に製造・使用・処理していた特定施設を使用廃止する場合(施設の使用は継続し、特定有害物質の使用のみをやめる場合も使用廃止の扱いになります)は、工場・事業場の敷地全ての調査が必要ですが、工場の敷地として引き続き使用する等の場合は、土壌汚染による人への健康被害が発生するおそれがないことを京都府知事が確認した上で、調査の実施は猶予されます。その他、敷地面積が300㎡以下で周辺において地下水の飲用利用がない場合には、一部の調査が免除されます。

土壌汚染状況調査の概要

□原則は敷地全体を10m格子毎に調査



- 汚染のおそれが少ない区域は30m格子毎に調査
- 汚染のおそれがない区域は調査不要
- 土地所有者等が指定調査機関に調査させ、報告

指定区域の指定

土壌汚染状況調査の結果、土壌溶出量基準や土壌含有量基準に適合しない場合には、その土地が特定汚染物質で汚染されている区域として指定を受け公示されます。

〈土壌溶出量基準〉

地下水経由の健康被害を防止するための基準で、土壌から検液への溶出量を調査

〈土壌含有量基準〉

重金属等によりのみ設定された基準で、土壌の直接摂取による健康被害を防止するため、土壌中の含有量を調査

指定区域の管理

土壌汚染に起因して人の健康被害が生ずるおそれがある場合、指定区域の公示だけではなく、汚染の除去等の措置が必要です。しかし、必ずしも掘削除去は必要ではなく、汚染の状況によっては遮水工等の方法でも構いません。地下水汚染が認められなければ地下水検査だけでも構いません。また、含有量基準を超えた場合では、盛土や舗装、立ち入り禁止措置等で問題ありません。もし、指定区域内で土壌採取等の土地の形質を変更する場合には、14日前までに届出をしていただき、汚染拡大防止のために計画が適正かどうか判断することとなります。

今後の土壌汚染対策のあり方

現在の土壌汚染対策法の課題として、土壌汚染が法の対象外である自主的な調査で判明することが多い点があります。(H19年度調査事例1371件中 法対象外1128件)自主的な調査であっても基準超過が判明した時点で、都道府県へ報告されるよう法改正が検討されています。また、土壌汚染の可能性が高い土地で一定規模以上の土地開発等の形質変更時の調査が検討されており、もう一つの課題は、法では必ずしも汚染土壌の掘削除去を求めているが、汚染が見つかりと不動産価値としての影響が大きいことや健康被害への不安感を完全に除くことができないことから、多くは土壌掘削除去が選択される傾向にあることです(H19年度対策事例497件中 土壌掘削あり383件)。このままでは、汚染土壌で処分場が埋め尽くされるといった懸念があり、搬出された汚染土壌が不適切に処理されるといった事例も見られることから、汚染区域の状況や健康被害が生じるおそれの有無に応じて必要な対策を明らかに示し、掘削除去に偏らないように法改正が検討されています。このように環境省では、課題に応じた今後の土壌汚染対策のあり方について検討され、法改正が行われる予定です。

【お問い合わせ先】

京都府中小企業技術センター
基盤技術課 化学・環境担当

TEL:075-315-8633 FAX:075-315-9497
E-mail:kiban@mtc.pref.kyoto.lg.jp